

失効後に復活した生命保険契約の自殺免責期間の起算点

東京高裁平成24年7月11日判決（平成23年（ネ）6129号、保険金請求控訴事件）

金融・商事判例1399号8頁

（原審）東京地裁平成23年8月18日判決（平成22年（ワ）41347号、保険金請求事件）

金融・商事判例1399号16頁

〔事実の概要〕

平成18年11月1日に、生命保険会社Y社（被告、控訴人）はAとの間でAを被保険者、Aの法定相続人を受取人とする生命保険契約を締結した。本件保険契約約款には、1条に、免責事由として「責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行われた後の復旧部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して2年以内の自殺」と定めてあり、12条1項に保険料払込の1カ月の猶予期間、同条2項に「猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失う旨の失効約款、13条に自動貸付約款、15条1項に「保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は会社所定の書類…を提出して、保険契約の復活を請求することができる旨の復活条項が含まれていた。

〔平成19年6月27日に振替予定であった平成19年6月分のAの保険料が、残高不足により振替不能となり、同月30日を経過しても払い込まれなかった。筆者注：第一審では平成19年6月分の振替不能が認定されているが、控訴審の事実認定にはない〕平成19年7月27日に、〔6月分の保険料振替は行われたが、〕同年7月分のAの保険料が残高不足により振替不能となり、7月31日を経過しても支払われなかった。Y社は翌8月10日に督促通知書を普通郵便でAに発送し、また、Y社の保険代理店であるC社代表取締役DがAに連絡した。同年8月27日にも、残高不足により7月・8月両月分の保険料が振替不能となり、同年8月31日にも支払われず、7月分の保険料については猶予期間が満了した。

平成19年10月24日に、Aは、保険契約の復活を申し込み、Y社はこれを承諾した。同月31日に、Aは延滞保険料7万6224円を払い込んだ。

平成21年7月22日Aは自殺によって死亡した。

Aの妻Bは、Y社に対し本件保険契約に基づく保険金を請求し、BはX（原告、被控訴人）に対して、保険金請求権を譲渡した。XがY社に対して保険金請求権として1200万円および遅延損害金（商事法定利率年6分）の支払いを求めて提訴。

〔第一審〕判旨・原告の請求認容

「消費者契約である生命保険契約に付された履行の催告および解除の意思表示を不要とする特約は、通知コストの軽減という付随的な利益のために保険保護の継続という保険契約における本質的な利益を制限するものであり、保険料の支払が口座振替によりなされる旨合意されている場合には、保険契約者が履行遅滞にあることや保険契約が失効したことを確定的に認識しうる措置等保険保護された状態を維持しうるような措置がとられているなどの特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である保険契約者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効となると解するのが相当である。」

「本件保険契約には本件復活条項があるが、いわゆる逆選択を回避する必要上、保険者に復活の申込につき承諾する義務があると解することはできず、履行遅滞の事実を認識することなく猶予期間を徒過した保険契約者が復活を望んでも保険者が承諾しない場合がある以上、これを保険保護された状態を維持する措置として重視することはできない。」

「猶予期間の定め、自動振替貸付制度の定め、本件復活条項は、前記特段の事情を肯定する事情として足りず、・・・他に前記特段の事項を根拠付ける事情は認められない。」

〔控訴審〕判旨、原判決取消し・原告請求棄却

1. 失効条項の有効性

「本件失効条項は、保険料が払込期月内に払い

込まれず、かつ、その後1か月の猶予期間の間にも保険料支払債務の不履行が解消されない場合に、保険契約が失効する旨を定めているところ、保険料の払込みがされない場合に、その回数にかかわらず、履行の催告（民法541条）なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、この点において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものである。しかし、多数の保険契約者を対象とするという保険契約の特質に加え、同記載の前提事実のとおり、本件約款において保険契約者が保険料の不払をした場合にもその権利保護を図るために一定の配慮をした定めが置かれていること（本件約款12条において、保険料が遅滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、債務不履行の状態が一定期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められている上、上記一定期間は、民法541条により求められる催告期間よりも長い1か月とされていること、本件約款13条において、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的にY社が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の条項が定められていて、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が1回の保険料の不払により簡単に失効しないようにされていること）にかんがみれば、Y社において、本件保険契約の締結当時、保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたとすれば、通常、保険契約者は保険料支払債務の不履行があったことに気付くことができると考えられるから、本件失効条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないと解される（最高裁平成24年判決〔筆者注。最判平成24・3・16民集66巻5号2216頁のこと〕）。

「Y社は、本件保険契約の締結当時、保険料支払債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う態勢を整え、そのような実務上の運用が確実にされていたと認められ、通常、Y社の保険契約者は、保険料支払債務の不履行があったことに気付くことができると認められる。したがって、本件失効条項は、信義則に反して消費者の利益を一端的に害するものには当たらないというべきである。」

2. 復活後の自殺免責期間の起算点

「被保険者の自殺は、旧商法680条1項1号（保険法51条1号）が、生命保険契約における一般的な免責事由として定めるものであって、保険契約の期間のうち契約当初の一定期間に固有のものではない。また、上記各号の定めは、被保険者が自殺をすることにより故意に保険事故（被保険者の死亡）を発生させることは、生命保険契約上要請される信義誠実の原則に反し、また、そのような場合に保険金が支払われるとすれば、生命保険契約が不当な目的に利用される可能性が生ずるから、これを防止する必要があること等によるものと解され、本件免責条項のような自殺免責条項は、生命保険契約締結の被保険者の自殺による保険金の取得にあつたとしても、その動機を一定の期間を超えて、長期にわたって持続することは一般的には困難であり、一定の期間経過後の自殺については、当初の契約締結時の動機との関係は希薄であるのが通常であることなどから、一定の期間内の被保険者の自殺による死亡の場合に限って、動機・目的にかかわらず、一律に保険者を免責することとし、これによって生命保険契約が上記のような不当な目的に利用されることを防止する考えによるものと解される（最高裁平成16年3月25日…民集58巻3号753頁）。一方、本件免責条項が復活時に自殺免責期間を再開させることとしているのは、復活が、いったん保険契約を失効させた保険契約者が保険契約の復活を求めるものであるため、当初の契約締結時と同様に生命保険契約が上記のような不当な目的に利用されることを防止する必要があるとの考えによるものと解され、旧商法680条1項1号（保険法51条1項1号）の上記趣旨にかんがみれば、上記のような考えにより、復活の場合に自殺免責期間を再開させることに理論的合理性がないとはいえない。そして、本件免責条項が復活時にも一定の期間を自殺免責期間として再開することとしているのは、当初の自殺免責期間と同様に、一定の期間内の被保険者の自殺による死亡の場合に限って、動機・目的にかかわらず、一律に保険者を免責することによって生命保険契約が上記のような不当な目的に利用されることを防止する考えによるものと解されるから、個別の保険契約者の動機・目的により、その適用が左右されることは相当でない。」

〔研究〕

1. 問題状況

本判決は、失効条項に基づく失効後、復活した

生命保険契約において復活時から約款上の自殺免責期間内に被保険者が自殺した場合において、自殺免責が認められた事案である。原審は、無催告失効条項が消費者契約法 10 条に基づき無効であるとして、そもそも失効になっていない以上、復活もなく、免責期間は当初の契約締結時となるため、2年の自殺免責期間は経過していることから、自殺免責を認めず、保険金請求を認めた。この原審と本判決との間に、最判平成 24・3・16 民集 66 巻 5 号 2216 頁が出され、1 か月の猶予期間、自動貸付条項といった保険契約者の権利保護のための一定の配慮があることを理由に、契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を確実にした上で適用するならば、無催告失効条項は消費者契約法 10 条後段の要件を満たさず、有効であると判断した。本判決はかかる平成 24 年最判に従ったものであり、その上で、①保険料払込みの運用が確実になされているとして無催告失効条項を有効とした点、②失効後の復活時が自殺免責期間の再度の起算点となるとした点に意義がある。

2. 督促の運用の確実性

平成 24 年最判は、無催告失効条項を有効と認める条件として、「契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を確実に」することを課した。同差戻審（東京高判平成 24・10・25 金判 1404 号 16 頁）では、人為的過誤を排除する形で整備されているコンピュータシステムに基づいて、金融機関の振替結果を督促事務の委託先に自動的に伝送し普通郵便の方法で行われる未納保険料払込督促事務を、営業担当者による案内及び集金も相まって、契約の失効を防ぐシステムとして確実に運用されていると判断した。

本判決も督促の運用の確実性を認定したわけであるが、その要素として、督促の発送がコンピュータシステムの自動処理によるものであること、代理店に対して振替不能者の一覧表を送付し失効とならないように注意するよう保険契約者に連絡するよう Y 社から依頼することとなっていたこと等を挙げている。

両判決から共通する要素は、①内容証明ではなく普通郵便でも足りること、②人為的過誤の危険性の低いコンピュータシステムに基づくものであること、③代理店の営業担当者から保険契約者への連絡があること、の三点である。このうち、要素①は、民法 541 条の解除の催告（実務的に内

容証明郵便が必要とされている）とせずコストを節約するための保険会社側にとっての当然の要請である（ただし、民法 541 条の催告は、口頭でもよいとされ、なんら方式を要求されていないとされている。我妻榮『債権各論・上巻』〔岩波書店・1954 年〕161 頁、平井宜雄『債権各論 I 上・契約総論』〔弘文堂・2008 年〕231 頁）。となると、要素②、③が、督促実務の運用の確実性の認定の際に必要といえるか否かが問題となる。

「確実性」として②人為的過誤の排除を要求するのは文言的に理解できる。現実問題として、保険契約者数が多数に上る保険会社がコンピュータシステムを活用せずに、督促を行うことは考えにくい。これに対して、③担当者からの連絡の仕組みについては、本来、督促がなされていれば不要であるはずである。だが、本件 X 及び本判決も述べるように、本件の督促通知の記載は支払がなされなかった場合に失効となるのか、自動振替貸付制度が適用されるのか不明確であることから（三宅新「本件判批」ジュリスト 1473 号〔2014 年〕97 頁）、担当者からの連絡によって保険契約者に失効の可能性を明確に伝えることで、この点を補うことが可能となる。よって、今後、督促通知の記載を変更し、猶予期間を経過すれば失効する旨を保険契約者の注意を喚起するに十分な記載をするようになれば（平成 24 年最判須藤反対意見参照）、③担当者からの連絡は必ずしも要件ではないということになる。

なお、消費者契約法 10 条が問題になる事案に関しては、10 条違反として契約条項が無効とならなくとも、特定の場面での条項の適用が信義則違反になることがあるという二段構えで判断されることが指摘されている（最判平成 23・7・12 判時 2128 号 43 頁〔敷引特約を有効とした事案〕における田原睦夫判事補足意見。同枠組みを採用するものとして消費者契約法以前の事件であるが、福岡高判平成 19・9・27 判例集未掲載〔事例研 225 号〔2008 年〕1 頁紹介。無催告失効条項を有効かつ適用も信義則違反としなかった事案〕）。そして、本件でも、失効条項が有効であるとしても、本件 A に督促が届いていないような場合は失効の主張が信義則違反となりうる（大澤彩「判批」法学教室 389 号判例セレクト' 12(1)〔2013 年〕18 頁、得津晶「判批」北大法学論集 64 巻 5 号〔2014 年〕1733 頁。なお、最判以前の東京地判平成 23・6・30（事例研 264 号 1 頁〔2012 年〕紹介）は保険契約者が株式会社〔事業者〕であることを理由に消

費者契約法 10 条の適用を否定しながら約款の有効性について信義則に反して無効となる場合があり得るとするが、これは約款の条項の有効性を問題とするものであり、条項の適用が信義則違反となるというここでの問題とは異なる。だが、本件は、A に対して督促も通知され、かつ保険代理店の担当者 D からの説明もあった事案であることから信義則違反にはあたらないと解される。

3. 復活後の自殺免責条項

失効後に復活した生命保険契約において、自殺免責期間の起算日である責任開始期を当初の保険契約の責任開始期とするのか、復活後の保険契約の責任開始期を指すのか。本件の約款は 1 条で自殺免責の起算日を「復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期」と明示してあることから、約款上は明白である。

問題はこのような約款の効力を信義則等の一般条項で否定する必要があるのかどうかである。平成 24 年最判以前に無催告失効条項を有効とした上で自殺免責条項の適用を認めたものとして横浜地裁横須賀支判平成 23・6・13 判例集未登載〔共済と保険 54 巻 3 号〔2012 年〕77 頁以下紹介〕がある。

復活における自殺免責約款の期間の起算点については、復活の法的性質と並べて論じられることが多かった。そして、生命保険契約の復活の法的性質については、失効の法的性質と並べて議論のあるところである。

通説は、復活条項のある「失効」については復活を解除条件とする失効であり、保険契約が復活した場合には当初の保険契約は最初からその効力を失わなかったことになるとする。そして、復活については、契約当事者間の合意により、失効した保険契約の消滅の効力を失わせて契約失効前の状態を回復させることを内容とする特殊の契約であるとみる（松本丞治「生命保険契約復活論」『商法解釈の諸問題』〔有斐閣・1955 年〕406 頁、大森忠夫『保険法〔補訂版〕』〔有斐閣・1985 年〕314 頁、西島梅治『保険法〔第 3 版〕』〔悠々社・1998 年〕374 頁。下級審裁判例として東京地判昭和 10・6・24 評論 24 巻商法 519 頁、東京地判昭和 11・4・14 法律新報 434 号 28 頁、甲府地判昭和 29・9・24 下民集 5 巻 9 号 1583 頁、前掲・東京地判平成 23・6・30）。このように失効によって保険契約は完全に消滅し、復活を「新たな」特殊の契約とみる通説〔保険契約完全消滅説〕に対して、

有力説は失効によっても保険契約は完全に消滅するのではなく、復活に関する合意、解約返戻金等、当初の保険契約関係のうちの一部については存続し、それ以外の保険契約の効力が消滅するとみる（〔復活条項存続説〕竹瀝修「生命保険契約の失効と復活」三宅一夫先生追悼論文集『保険法の現代的課題』〔法律文化社・1993 年〕288 頁）。さらに、失効によって消滅するのは保険者の保険金支払責任のみであって保険契約関係は消滅せず、復活は一旦消滅した保険者の責任を再開させることとする見解もある（〔保険関係存続説〕潘阿憲「生命保険契約における失効・復活制度の再検討」生命保険論集 140 号〔2002 年〕80 頁）。

そして、復活を「新たな」契約とみる通説であれば、自殺免責約款の起算点を復活による責任開始期とするのに対し、有力説のように失効によっても保険契約の一部が残っていると考える論者は、自殺免責期間の起算点が当初の生命保険契約の責任開始期ではないことに疑問を呈し（竹瀝・前掲 297 頁。ただし結論としては通説を採用）、保険契約の全部が残っているとする論者は復活では自殺免責期間は再開しないとしている（潘・前掲 88 頁）。

だが、このような復活の法的性質と自殺免責期間の起算点との関係は論理必然ではない（山下友信=米山高生『保険法解説』〔有斐閣・2010 年〕243 頁〔洲崎博史〕）。このことは、保険契約は存続するという論者が、通説の立場であっても解除条件成就によって従前の契約が継続することになることを理由に起算点を当初の生命保険契約の責任開始期とすべきと指摘している点（潘・前掲 88 頁）からも明らかである。よって、復活する契約の法的性質から演繹的に検討するのではなく、問題となっている自殺免責約款の趣旨を基に起算点の問題も考えるべきである（福田弥夫「生命保険契約の失効と復活(2)」生命保険論集 144 号 37 頁〔2002 年〕）。

自殺免責について期間制限を定める約款（自殺免責約款）の趣旨について最高裁は、「生命保険契約締結の動機が被保険者の自殺による保険金の取得にあったとしても、その動機を、一定の期間を超えて、長期にわたって持続することは一般的には困難であり、一定の期間経過後の自殺については、当初の契約締結時の動機との関係は希薄であるのが通常であること、また、自殺の真の動機、原因がなんであったかを事後において解明することは極めて困難であることなどから、一定の期間

内の被保険者の自殺による死亡の場合に限って、その動機、目的が保険金の取得にあるか否かにかかわらず、一律に保険者を免責することとし、これによって生命保険契約が上記のような不当な目的に利用されることを防止することが可能であるとの考えにより定められたものと解される」としている（最判平成16・3・25民集58巻3号753頁）。その上で、自殺免責期間である「1年経過後の被保険者の自殺による死亡については、当該自殺に関し犯罪行為等が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反する恐れがあるなどの特段の事情がある場合は格別、そのような事情が認められない場合には、当該自殺の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、免責の対象とはしない旨の約定と解する」とした。平成16年最判の事案は自殺の主たる動機、目的が保険金を保険金受取人に取得させることにあったものであるが、自殺に至る過程で犯罪行為その他公序良俗にかかわる事情は存在しないのであれば、保険金請求を認めると最高裁は事件を高裁に差し戻した。

本件は、平成16年最判と異なり、自殺の主たる動機は不明（認定されていない）であるが、（復活後に再開した）自殺免責期間内の自殺という事案である。だが、平成16年の判示した自殺免責約款の趣旨は本件にも等しく妥当すると解される。

平成16年最判の判示からすると、自殺免責約款の趣旨は、「契約締結時の動機」が自殺による保険金取得である者を保険責任から排除するという逆選択（山下=米山・前掲249頁〔後藤元・三隅隆司〕）への対応であり、契約締結後に保険金取得目的のために自殺を決断（故意の事故招致）するようなモラル・ハザード（山下=米山・前掲390頁〔後藤元・三隅隆司〕）への対応は含まれていないことになる。最高裁の結論は自殺免責期間について機械的に適用するというものであることから、自殺免責期間内の自殺として免責された事案の中には、生命保険契約締結後に自殺を決意した者も当然含まれる。だが、これは、「自殺の真の動機、原因がなんであったかを事後において解明することは極めて困難であることなどから」一律の免責ルールを定めたことによる副作用であり、主眼はあくまで「生命保険契約当時の動機」が自殺による保険金の取得であるという逆選択の防止に限られている。とすると、期間制限のある自殺免責約款を設けることに合理性があるか否かを考えるには、このような逆選択への対応の必要性があるかない

かという観点から検討すればよい。

失効後、復活をするか否かは、保険者の承諾が必要であるが、保険契約者にも選択肢が与えられている（米国の歴史上、保険契約者に選択が認められない復活類似の制度が存在したことについて福田弥夫「生命保険契約の失効と復活(1)」生命保険論集143号45頁〔2003年〕）。このことから、保険契約者のインセンティブから逆選択が発生する可能性があるため、自殺免責期間を再度、復活の責任開始期を起算点として開始させる条項を設けることは合理的であると解される（山下=米山・前掲246頁〔洲崎〕）。

このように、最高裁の判示から導いた逆選択の危険の有無という基準であれば、失効によっても保険契約は存続するという有力説の立場に立ったとしても、保険者の保険金支払責任を再開させるか否かについて、保険契約者に選択権が認められることから逆選択の危険性がある以上、自殺免責期間を再開させる合理性はあるというべきである。

このように考えると、本判決の結論は是認できるものであるが、理由づけについて少し留保を付したほうが良い点が存在する。それは、本判決が、保険法上の自殺免責規定について「被保険者の自殺は、旧商法680条1項1号（保険法51条1号）が、生命保険契約における一般的な免責事由として定めるものであって、保険契約の期間のうち契約当初の一定期間に固有のものではない」と言及している点である。この箇所が、最終的に本判決の結論にどのように影響したのは明らかではない。だが、もし仮に、この保険法51条1号の規定が自殺免責を無期限で認めているのだから、自殺免責期間を再開させることで、結果として長期化しても合理的であろう、という意味で言及したのであれば疑問である。保険法51条1号の定める無期限の自殺免責は、保険契約締結時に保険金取得目的で自殺を決断している者を排除するという逆選択への対応だけではなく、保険契約締結後、保険契約中に保険金取得を目的に保険金を決断した者をも排除するものであり、保険契約の結果、保険事故の可能性が高まるモラル・ハザードへの対応も含んでいる。

これに対して、最高裁の期間制限のある自殺免責約款の趣旨は、保険契約締結時の不当な目的の排除であり、あくまで逆選択への対応に主眼を限定している。最高裁の理解であれば、保険契約締結後に、保険金取得目的で自殺を決断するようになる者が一定程度の可能性で発生し、その結果自

殺することは、このような自殺免責約款を備えた生命保険契約のカバーする保険事故の範囲内なのである。よって、保険法 51 条 1 号と自殺免責約款とは趣旨に異なる点があり、失効・復活の際に、自殺免責期間が再開するというのは、後者の自殺免責約款の趣旨のみで説明できることである。

本判決が、保険法 51 条 1 号に言及したのは、あくまで自殺による保険金取得が保険契約上の信義誠実の原則に反すること、不当な目的に利用される可能性があることに過ぎないのであれば、上記のような批判は読み込み過ぎなのかもしれないが、そうであるならば、本判決も、平成 16 年最判にならって保険法 51 条 1 号(商法 680 条 1 項 1 号)に期間制限がないという点には言及しないという判示も可能だったはずである。

4. 復活に関する諸問題

本判決では問題となっていないが、生命保険契約の失効後の復活については告知義務を課すことができるか、保険者に承諾義務があるかという点も議論になっている。

まず、約款上、復活の際にも告知義務が課されているようであるが、これは合理的であるか。保険契約関係は失効によっても消滅しないとする論者は、この場合も、当初の生命保険契約が存続するものと取扱われるので、告知義務を課す根拠は乏しいと論じている(潘・前掲 87 頁)。だが、告知義務の主要な機能として逆選択の防止が認められる以上(山下友信『保険法』[有斐閣・2005 年] 284 頁)、告知義務の合理性の有無も、逆選択の防止の必要性の有無で決すべきである。そして、復活について、保険契約者に選択の機会が認められている以上、やはり逆選択のおそれはあるのであるから、復活の際に約款で告知義務を課すことには合理性が認められる(山下=米山・前掲 244 頁[洲崎]、福田・前掲(2) 52 頁以下)。

前掲東京地判平成 23・6・30 は、10 年毎に自動更新が予定されている集団定期保険の事案において復活時の告知義務違反による解除を認めなかった。その根拠として、相当長期間にわたって保険契約が存続することが予定されていることから、単純な過失によって保険料振替が遅れて保険契約が失効したものの直ちに復活請求をして保険料を納めた事案については逆選択が生じる余地が小さいという点を東京地判は強調した。この判決に対しては、批判が強く(藤本和也「判批」共済と保険 54 巻 9 号 [2012 年] 134 頁、中村信男「判批」

事例研 264 号 [2012 年] 11 頁)、単純な過失で契約を失効し、直ちに復活手続をとるということが、逆選択のおそれが低いことを意味するのは定かではない。だが、他方で、逆選択のおそれの有無に着目するという抽象論の限りでは、合理的であると解される。

この点について、平成 23 年東京地判の事案(失効後 23 日で復活手続、1 ヶ月で復活)との関係で、失効直後に復活手続が行われる場合には逆選択の危険性が小さいことを理由に、初回失効に限り失効後 1 ヶ月以内であれば告知義務を課さないように約款を変更する提案がなされている(福田・前掲(2) 54 頁、藤本・前掲 136 頁。31 日以内であれば保険可能体であることの証明〔告知義務〕を不要とするアメリカ生命保険協会モデル約款を紹介するものとして福田・前掲(1) 56 頁。片山利弘「判批」事例研 242 号 [2010 年] 12 頁は「3 ヶ月」のかつての簡易復活制度類似の制度を提唱する。小林道生「生命保険契約における継続保険料不払の効果のあり方」飯田秀総ほか編『落合誠一先生古稀記念・商事法の新しい礎石』[有斐閣・2014 年] 703 頁も一定期間経過後の復活請求のみ自殺免責期間を再開させる旨の約款規定の合理化を提唱する)。この提案はあくまで約款変更を提案するものであるが、同様の価値判断を裁判所が信義則違反による約款適用を制限するという場面で活用することもあり得る。ただし、本件は 1 ヶ月と 24 日が経過した事案であるため、論者の提案を超過しており、逆選択のおそれの大きさの判断は微妙であろう。

また、これに対し、東京地判平成 20・8・28 判例集未登載及び控訴審東京高判平成 21・1・29 判例集未登載(共に事例研 242 号 [2010 年] 5 頁紹介)が失効から復活申請まで 8 日間の事案においても個別事情を復活時の告知義務を認める保険約款の解釈において考慮するのは相当ではないとしており、約款変更がなされない限り、裁判所の解釈論でこのような価値判断を持ち込むことの危うさを指摘するものであろう。だが、この二判決の事案は、失効・復活となった保険契約は前の生命保険契約を転換したものであり、この被転換契約の締結時に告知義務違反が存在した(片山・前掲 10 頁)という点において特殊な事案である。

次に問題となるのは、保険者の承諾義務の有無として論じられていた問題状況である。これは、復活の申し出を受けた保険者が復活を承諾するか否かについて、保険契約締結時と同様の自由な裁

量が認められるかという問題である。

平成 24 年最判の差戻審(前掲東京高判平成 24・10・25)は、「例えば、保険契約が復活申し込みを不承諾とする正当な事由が何ら存在せず、あるいは、保険者側において積極的に保険契約者の保険料不払を誘発し、又は、契約の失効後、保険者が、保険契約者に対し、保険契約を復活させ得るかのような言動を繰り返したという特段の事情がある場合を除き、原則として、保険者の裁量的判断に委ねられている」としながらも、「本件のように、契約の失効前すなわち保険契約が被保険者集団の一員であった当時において、既に健康を損ねていた場合においては、保険事故発生のリスクを共同で引き受けようとする意思が、被保険者集団に存在していたと考えるのが相当であるから、契約の失効後に初めて健康を害した場合と異なり、失効前罹患の場合においては、保険者の裁量の余地は狭まる」としている。学説では、このような議論をさらに進めて、失効時に既に発生していたリスクについては保険者に承諾義務を課し、失効後、復活請求までの間のリスクの増大(限界リスク)についてのみ保険者は復活を承諾するか否かの自由裁量があるとする見解もある(松田武司「消費者契約法 10 条と復活」生命保険論集 184 号〔2013 年〕155 頁)。かかる見解は、失効時に既に疾病状態にある場合には、保険者に復活承諾義務を課するという方向を志向するようである(松田・前掲 163 頁)。

この問題に対しては、告知義務を課すことや自殺免責期間起算点の再計算については肯定的であった論者も、被保険者の健康状態の問題以外のモラル・リスクに関して漠然とした不安があるという理由で、復活を不承諾とすることに対して否定的な記述をし、「保険法 57 条各号に定める事由(重大事由)が存する場合は別として、保険者は告知事項以外の事由を理由として復活の承諾を拒絶することはできない」とする(山下=米山・前掲 245 頁〔洲崎〕。村田敏一「生命保険契約における復活制度と復活告知による危険選択」生命保険論集 189 号〔2014 年〕95 頁も、被保険者の健康状態が当初契約時の条件での引受けが可能な状態であることを条件として、保険者に承諾義務があるとする)。

しかし、この問題についても、復活が保険契約者に選択の機会があることによる逆選択のおそれがあることを考えるべきである。少なくとも、平成 24 年最判差戻東京高判のような、「健康状態」

という保険事故の危険性に関する事項については逆選択のおそれへの対応の必要性は高く、保険者に不承諾の裁量を保険契約締結時と同様に認めるべきである(天野康弘「本件判批」共済と保険 55 巻 6 号 212 頁〔2013 年〕、松井保仁「判批」事例研 207 号〔2006 年〕17 頁。同旨、大阪地判平成 17・6・13 生保判例集第 17 巻 450 頁。生命保険契約締結当時から保険者に明らかであった肝細胞ガンを理由に復活請求を不承諾とした事案)。

問題は、健康状態の問題以外のモラル・リスクに基づく不承諾の裁量を認めてよいかである。かかるモラル・リスクにどのような事実を想定しているのかは不明確であるが、従来論じられてきたような典型的なモラル・リスク(収入に比して著しく高額の保険に加入している事実や多数で多額の保険に重複加入しているような事実など。山下=米山・前掲 173 頁〔山下友信〕)であれば、逆選択の問題が生じていると認められてきたことであるのだから、不承諾の裁量を認めてよいと解される。

無催告失効条項の有効性を認めた平成 24 年最判はその理由として復活条項の存在を保険契約者に有利な事情として挙げなかった。このことは、最高裁は、復活の際に保険者に承諾義務を課す、または裁量を狭めることで、保険契約者の利益保護を図ることを考えていないことの表れであろう(得津・前掲 1730 頁、天野・前掲 212 頁。反対、小林・前掲 679 頁)。このことから、近時、復活制度を廃止する保険会社が登場していると紹介されている点(松田・前掲 131 頁注 1)は注目される。

5. 生命保険の貯蓄・投資取引側面の強調

以上のような本稿の分析は、生命保険契約を、損害保険契約と同様、偶然な事故による損害を被るリスクを移転する手段である保険としての性質に従ったものである。他方で、生命保険契約(定額保険)には、損害保険契約と異なり、貯蓄・投資取引代替的機能を果たすという性質もあることが従来から指摘されている(山下・前掲 29 頁、山下友信=永沢徹『論点体系保険法 2』〔第一法規・2014 年〕2 頁〔金岡京子〕)。後者の点を強調すれば、保険契約者の保険料支払が過失によって数か月という短期間なされなかったというだけで、生命保険契約が失効し、かつ、保険者に復活申請を拒絶する裁量が認められて、これまでの貯蓄・投資の成果である生命保険契約関係の全てを失うという帰結に対して、疑問があるという価値判断も理解できる。本稿のように、逆選択のおそれとい

ったリスク分配の論理によって復活を拒絶する自由を広く保険者に認める帰結は、生命保険の貯蓄・投資代替的機能を無視したものである。

この意味で、前述のように保険者に一定の場合に復活承諾義務を課すことを提案する見解にも支持が根強いのは、論者が生命保険の貯蓄（投資）代替的機能の側面を重視しているからなのではないかと思われる。だが、論者の具体的な提案は、1か月等の短期間であれば告知義務を課さずに復活を認める（保険者に復活承諾義務を課す）というものであり、逆選択の危険が増加しないということを経由にする。この提案は、逆選択の危険という保険のリスク移転手段としての性質に結び付けるものであって、貯蓄・投資代替機能の保護とはなっていない。このことは、仮に、論者の提案通りに、現行約款の失効前1か月の猶予期間に加え、失効後の1か月間の復活承諾義務を課すという約款改正をおこなったとしても、その後は、復活承諾義務期間直後の復活申請に対して保険者に広い裁量を認めてよいのか、ということが問題になるだけであることが予想できることから明らかである。

そこで、生命保険の貯蓄（投資）代替機能を重視するのであれば、失効制度の効果を保険契約関係の完全な解消とするのではなく、ドイツ保険契約法166条2項のように、すでに支払われた保険料までで保険料払済保険に変更したと扱いなおすという解決（小林・前掲690頁）が参考になる。約款規制の改正をするのであれば、保険契約者のこれまでの貯蓄・投資の成果を維持するという方向の約款改正のほうが保険契約者保護の価値判断に即したものとなるのではないか。

（山下友信教授コメント）

保険契約の復活に際しては、告知義務が課され、あるいは自殺免責期間が設けられることは、逆選択の防止という観点からは合理的な取扱いということになるが、失効期間中の保険料を払い込んだ上で保険契約が「復活」という仕組みであるということから保険契約者の側から見れば釈然としない取扱いという受け止められ方をすることは避けられない。そのような保険契約者の側の疑問からは、逆選択の防止ということをいうだけでは理解を得ることは難しいであろう。もっとも、消費者契約法10条による無効の主張は任意規定がない以上容易には認められそうになし、保険契約者側の主張としては、本件でもそうであるが保険

者の権利濫用ないしは信義則違反ということにとどまるのが通例であり、この主張が認められることは容易ではない。しかし、得津報告にもあるように、権利濫用を認めた裁判例もないわけではなく、また、一定の条件下では保険者の承諾義務を認める等の主張もあることからわかるように、復活という制度についてはきめ細かい制度設計が求められているのではないかと思われる。

（東京：平成27年5月13日）

報告：東北大学 准教授 得津 晶 氏
座長：同志社大学 教授 山下 友信 氏